

平成 29 年 12 月 13 日

宮 城 県

出荷制限等指示後の管理の考え方

－野生鳥獣（ニホンジカ）－

1 出荷制限

本県においては、現在、市場等へのお荷及び流通のためのニホンジカのお解体処理施設が石巻市内の 2ヶ所のみであることから、当該施設に対して一切のお荷・販売を行わないよう要請するとともに、県内でニホンジカのお捕獲を行う者に対し、県外を含め一切のお荷を行わないよう、市町村や狩猟関係団体を通じて要請する。

2 調査体制等

本指示により出荷制限されたニホンジカについては、現在実施している野生鳥獣肉の放射線モニタリング調査を強化し、定期的に結果を公表するとともに、基準値を超える結果が出た場合には、県内でニホンジカのお捕獲を行う者に対し、市町村や狩猟関係団体を通じて、捕獲したニホンジカ肉を食用として摂取することを控えるよう要請する。

また、報道機関や県ホームページを通じて情報発信するなど、一般県民に広く周知を行う。